

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業の事業計画を決定するため、土地区画整理法第55条第1項の規定により公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当事業計画のうち、都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成26年12月14日までに京都府知事に意見書を提出することができます。

平成26年11月13日

京都市長 門川 大作

- 1 縦覧期間 平成26年11月17日（月）から平成26年11月30日（日）まで
- 2 縦覧時間 （平日） 午前8時45分から午後5時30分まで  
（ただし、正午から午後1時までは除く。）  
（土・日・祝）午前10時00分から午後5時00分まで  
（ただし、正午から午後1時までは除く。）
- 3 縦覧場所 （平日） 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課内  
（土・日・祝）京都市下京区上之町38番地  
下京いきいき市民活動センター（うるおい館2階）

（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）